

お知らせ



国民健康保険税に『子ども・子育て支援金分』が加算されます

国は子育て支援を拡充するため『子ども未来戦略「加速化プラン」』を進めています。その一環で令和6年6月に『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』が公布され、新たに『子ども・子育て支援金制度』が創設されました。これは子育て世帯への経済的支援を拡充するため、全世代・全経済主体で子育て世帯を支えるための新しい仕組みです。支援金は、令和8年度から医療保険の保険料(被用者保険・国民健康保険・後期高齢者医療)に加算されます。

合志市国民健康保険税における『子ども・子育て支援金分』

市国民健康保険税でも、令和8年度から従来の保険料(医療費給付分・高齢者支援金分・介護納付金分)に加えて『子ども・子育て支援金』が加算されます。税率などは決まり次第お知らせします。

問 市税課 市税班
☎096(248)1114



▲市ホームページ

物価高対応子育て応援手当の申請はお済みですか

児童手当の受給者などを対象として、0歳から高校3年生までの子ども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給します。申請が必要な人は、必ず期限までに手続きしてください。

▼申請が必要なのは、必ず期限まで

- ・令和8年1月から3月末までに出生したごとの父母など(児童手当受給者)



▲市ホームページ

▼申請期限

4月30日(木)

問 とも未来課 とも支援班 ☎096(248)1162

国民年金保険料の月額が変わります

令和8年度の保険料は、月額1万7920円です。(前年度より410円引き上げ) 毎月の保険料は日本年金機構から4月上旬に送られてくる1年分の納付書で、翌月の末日までに納めます。保険料は2年を過ぎると納められなくなりしますのでご注意ください。納め忘れを防ぐため、口座振替や

固定資産課税台帳を縦覧・閲覧できます

縦覧 納税者が市内の土地・家屋の価格を確認できます。

縦覧期間(平日のみ)

4月1日(水)～6月30日(火)

▼閲覧 納税者などが自己資産の内容を確認できます。(通年)

縦覧・閲覧ができる人

資格者	縦覧	閲覧
納税者	○	○
免税点未満(※)により課税が発生しない人	×	○
納税者の同居の親族	○	○
別居の親族(委任状が必要)	○	○
納税管理人	○	○
借地人・借家人	×	当該権利の目的である土地・家屋に限る
1月2日以降の新所有者	×	○

(※)同一市町村に所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が一定の額に満たない(土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満)のこと

▼受付場所 税務課

▼手数料 無料

税通知書の発送時期をお知らせします

令和8年度市税に関する納税通知書は、以下の時期に発送予定です。(時期は変わることがあります)

市税	時期
市県民税(普通徴収)	6月上旬
市県民税(特別徴収)	5月下旬
国民健康保険税	6月中旬
固定資産税	6月上旬
軽自動車税	5月上旬

問 税務課

☎096(248)1114

クレジットカード、スマートフォンアプリから納めることもできます。ぜひご利用ください。

問 熊本西年金事務所

☎096(353)0142

国民年金学生納付特例制度

20歳以上の学生で、本人の所得が一定額以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。制度を利用するメリット

病気や怪我で障がいが残った場合に、保険料が未納のままだと障害基礎年金を受け取ることができません。「今は払えないから」と放置せず、万一の備えや大切な将来のために必ず手続きをしましょう。

注意

・受給資格期間への算入

納付が猶予された期間は、将来年金をもらうために必要な期間(受給資格期間)にカウントされます。年金額への反映

猶予期間は、将来受け取る老齢基礎年金の額には反映されません。将来の年金額を増やすために、10年以内であれば後から納めること(追納)もできます。

手続きについて

子ども誰でも通園制度を4月から開始します

子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良好な成長環境を整備することが目的です。保護者の就労要件などを問わず、保育園などを一定時間利用できます。同じ年頃の子どもたちがふれ合いながら、家庭では得られない経験や家族以外の人と関わる機会となり、こどもが成長していくきっかけをつくります。

▼対象

保育所などに通っていない生後6

カ月～3歳未満のこども

▼実施施設

子育て支援センター『ひかりの子』

(合志中部保育園内)

(豊岡311-1)

☎096(248)0080

▼利用上時間

1人当たり月10時間まで

※利用にあたっては事前に認定申請

などの手続きが必要

です。詳しくは

市ホームページを

ご覧ください

問 とも未来課 保育班 ☎096(248)1162



▲市ホームページ

▼必要なもの

・学生証(有効期限の記載があるもの、コピー可)または在学証明書(原本)

・基礎年金番号通知書またはマイナンバーが確認できる書類

▼特例の承認期間

4月から翌年3月まで(1年間)

継続して在学する場合、4月上旬に日本年金機構から送られる申請書に必要な事項を記入し返送してください。申請を忘れていた場合も、2年1カ月前までさかのぼって申請が可能です。

▼申請方法

・窓口

健康ほけん課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所

・オンライン

マイナンバーから24時間申請が可能です。

問 熊本西年金事務所

☎096(353)0142



▲日本年金機構 学生納付特例制度

親子の絆づくりプログラム『赤ちゃんがきた!』

初めての赤ちゃんを育てている母親のための仲間づくり、親子の絆づくりの講座です。

▼とき(全て金曜日)

5月8日、15日、22日、29日

午前10時～正午

▼ところ ふれあい館

(須屋225-1-1)

▼対象

市内に住む、令和7年12月～令和8年3月生まれの初めてのこどもを持つ母親のうち、4回の講座を受講できる人

※赤ちゃんと一緒に参加できます

▼定員 先着12人

▼参加費 無料

(別途テキスト代1100円)

▼申込方法

窓口または電話、

申し込みフォーム



▲申し込みフォーム

▼申込期限 5月7日(木)

問 市社会福祉協議会

こども支援センター

☎096(242)7008

